

と記して居る。この牌が屢々功臣等に與へられたことも事實であるからして、この記事はほゞ眞相を得たものといふべきである。

海青牌は本來軍情急務の使臣に帶ばしめる爲に制定せられ、従つてその特權も大なるものであつたことは、上に述べた所によつても知り得られる事であるが、果して然らば何故にこれを諸王功臣等に與へたのであるか。その本來の目的の爲に用ゐようとするならば、これを中央地方各所管の官衙に保管し、要に應じて支給すべき筈であるのに、別に恩賜的に授與したことは一見解し難いことであるやうである。然しながらこれは要するに諸王功臣等に對する優遇であつて、これらの人々に此の牌に附せられた特權を享有せしめようとしたのに外ならぬ。従つて本來の性質如何に拘はらず、この牌を有するものが必ずしも常に軍情急速の使臣であつたのではない、後には一介の商賈或は僧侶の如きで、この牌、もしくはこれと性質を同じくする所謂圓牌を携へ、その權利を行使して往來するものがあつて、頻々として問題を惹起するに至つたことは、經世大典站赤門に屢見するところである。

ホ 海青牌と圓牌との關係

元史兵志站赤の序に、

遇ニ軍務之急^{ヘバ}則又以^テニ金字圓符^ヲ爲^レ信。銀字次^ダ之。

と見えて居る。こゝに圓符というて居るのは、いふまでもなくまた圓符とも稱せられるものである。箭内博士は元史がこの序に金銀字圓符のみを言つて海青牌に言及しないのを難じ、「至元二十三年以來の圓牌のみを言ふは、例⁽¹⁹⁾